

いまの学びが、将来をつくる ～生活を豊かにする学び～

生活・くらしの学びから 自らが主体的に学ぶ社会へ ～自ら学ぶ喜びを経験する～

川村学園女子大学教育学部教授
向野 光

生涯にわたる学び

二〇〇六年に国連総会において採択された国連「障害者の権利に関する条約」において生涯学習の保障が求められていることを受け、障害のある人の生涯学習の充実に向けて様々な事業が展開されてきている。「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられている。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられている（文部科学省、二〇一八）。

障害をもつ卒業生たちの学び

一方でこれまで学校や、各地の自治体で行われてきた、いわゆる青年学級を中心とした取り組みでは、参加者が長期にわたり利用することから、固定化し、新

規の参加者が入りにくいという問題を抱えている。また、特別支援学校を中心とした卒業支援としての青年学級は昨今の「教員の働き方改革」に逆行するため、必要性が認められつつも、充実に難しい状況にある。こうしたことから学校在学中に卒業支援を行う地方公共団体や、障害者就業支援団体の行う卒業支援プログラムに参加するだけでなく、一般の生涯学習への緩やかな接続を特別支援学校在学中から学習の中に位置付け、卒業後は一般の生涯学習のプログラムへ移行することが今後の課題であろう。学校段階で身につけた力の維持や、新たに獲得した力を実生活に活用できることも、障害者の生涯学習が果たす重要な役割である。こうした学習は、前述の福祉、労働、医療の場面でも行われ得るものであるが、社会教育施設のもつプログラムの多彩さ、経験の蓄積は、障害者にとっての生涯学習のための大きな可能性を示している。

そして社会教育施設の中で行われる生涯学習において、障害者自身がプログラムを作りながら、参加する「主体性の形成」が、障害者の生涯学習では重要であるといえる。

これからの学校の役割

近年、特別支援学校卒業生の社会進出が進み、一般就労する生徒、福祉的就労をする生徒が増加している。特に近年では各都道府県においていわゆる高等特別支援学校や普通科の中でも職業を重視した教育課程を組んでいる特別支援学校が増加しており、加えて企業での法定雇用率の増加など、障害者の雇用政策の充実による、雇用率の引き上げもあって、特別支援学校の卒業生の社会参加が一層進んでいる。何らかの福祉の関係機関に在籍する卒業生は、ある程度の余暇支援や生涯学習の機会を得ることができ、一般就労をした卒業生の支援は、障害者就労・生活支援センター等で行われ、その機会や場所は限定的であるのが現状である。こうした生徒たちの就労後の生活、生涯にわたる学びの機会を考えると、これまでの学校を中心とした卒業後の観念の取り組みだけでは十分でないことが想像される。

特別支援学校の教員にとっての 障害者の生涯学習の位置付け

これまで特別支援教育に携わる教員にとっては、卒業生の生涯学習活動は、卒業後の生活の一環として、予後指導、あるいは就労を継続するための支援の一環として考えられてきた。その目的は卒業後のより良い就労継続や社会生活の継続に主眼がおかれていた。一方、今回の文部科学大臣談話に始まる、一連の国の政策である、「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実」においては、障害をもつ人も、もたない人も同様に生涯にわたって学び続けるための仕組み作りが求められている。今枝ら（二〇一一）は成人期の生涯学習において学習活動領域について五つの因子を抽出した。その中で「好みに合った選択」が自己決定に重要であるとしている。また、「自発的文化活動」が生涯学習支援において重要であるとしている。

こうした見地からも特別支援教育における生涯学習を考える上で最も重要なのは、特別支援学級・特別支援学校において「学ぶこと」「わかることの楽しさ」を十分経験した上で、学校在学中に、卒業後の社会における「学びの場」を知り、社会にある学びの場に切れ目なくつなげることでありと考える。そのためには特別支援教育に関わる教員が従来の青年学級に対する認識を転換し、学校の役割を、「将来の学び」への「見直し」をもてるようにする生涯学習を行うための準備期間にシフトすることが重要になってくる。さらに、各自治体が地域で行っている多様な生涯学習の機会・プログラムを生徒が在学中に知り、居住する、就労しているそれぞれの地域で、求める内容の生涯学習を継続できる社会を実現していく必要がある。今後は学校の教育課程の中に、同窓会・青年学級の役割を卒業後の生涯教育への移行措置と明確に位置付ける必要がある。また、地域の社会教育施設のプログラムの紹介に加え、こうした施設の利用方法を在学中に学ぶことの導入を提起したい。学校がこれまでの就労支援的な視点をさらに進めて、生涯学習の拠点となり、事業の主体となるのは学校の本来の目的に沿わない。また昨今の教員の働き方改革の視点からも、特別支援学校の教員や、関係してきた小・中学校の教員が勤務時間の内外で学習活動を行うことは本来の学校の教育活動ではないとも言える。